

神奈川県高等学校文化連盟 放送・情報専門部会 専門部規定

神奈川県高等学校文化連盟規約第5条により、専門部規定を次の通り定める。

第1条 専門部会は、神奈川県高等学校文化連盟放送・情報専門部会と称する。

第2条 専門部会は、神奈川県高等学校文化連盟（以下「高文連」という）に所属する学校における校内放送および映像に関するクラブおよび生徒会専門委員会を持って組織する。

第3条 専門部会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 生徒の放送・情報活動に関する大会の主催、並びに企画・運営
- (2) 研究会、講習会、見学会、講演会の開催、並びに企画・運営
- (3) 視聴覚教材教具、情報機器を取り入れた学習指導の研究
- (4) その他

第4条 専門部会には、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門部副会長 2名
- (3) 理事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 編集委員 1名
- (8) 総合文化祭実行委員 1名
- (9) 幹事 15名程度

第5条 役員選出は、次の通りとする。

- (1) 専門部会長は、県高文連の会長が委嘱する。
- (2) 専門部副会長は、専門部会長が委嘱する。
- (3) 理事、事務局長、会計、会計監査、編集委員、総合文化祭実行委員、幹事は、専門部会長が委嘱する。

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を処理する。
- (2) 専門部副部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、県高文連の理事会の会務を処理する。
- (4) 事務局長は、専門部の庶務を統括し、県高文連の事務局長会議の会務を処理する。
- (5) 会計は、専門部会の会計事務を行う。
- (6) 会計監査は、専門部会の会計を監査する。
- (7) 編集委員は、県高文連会報誌等の編集を行う。
- (8) 総合文化祭実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭の役務を行う。
- (9) 幹事は、専門部会の企画・運営・庶務を行う。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期とする。

第8条 専門部会の経費は、県高文連からの専門部会への予算及びその他の収入を持って当てる。

第9条 専門部会の事務局は、原則として事務局長の勤務校に置く。

第10条 専門部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第11条 本規定の改定は、高文連放送・情報専門部会総会で決議し決定する。

第12条 本規定に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は別に定めることができる。

付則1 本規定は、平成10年4月18日より施行する。

付則2 本規定は、平成12年6月4日に一部改正し施行する。

付則3 本規定は、平成31年4月20日に一部改正し施行する。